

感染防止対策取組宣言ステッカー及び感染防止対策キット配付に関する利用規約

市川市が発行する「感染防止対策取組宣言ステッカー」及び「感染防止対策キット」(以下「ステッカー等」という。)の配付について、以下のとおり定めます。

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図ることを目的として、感染拡大防止対策に取り組んでいることを宣言した店舗・事業所(以下「店舗等」という。)を運営する事業者(以下「申請者という。)」からの申請に基づき、市川市がステッカー等を配付することで、市民のみなさまに安心して店舗等を利用していただくものです。

(定義)

第2条 この規約において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染防止対策取組宣言ステッカー 市民が安心して店舗等を利用できるようにするため、感染防止対策を徹底している事業者が自身の店舗等の入口等に貼り付けるための感染ナシ宣言ステッカーをいう。
- (2) 感染防止対策キット マスク、透明マスク、アルコール消毒剤など、感染症拡大の防止に必要な物品が入った段ボールをいう。

(対象)

第3条 配付の対象となる店舗等は、次に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 市内に所在すること
- (2) 既に配付を受けた店舗等でないこと
- (3) 本規約に同意すること
- (4) 別紙1に示す「市川市感染症拡大防止対策セルフチェックリスト」の内容を実践していること
- (5) 店舗等の業種、種別、名称、所在地、Web サイトの URL(以下「店舗等情報」という。)を市公式 Web サイトに公表することを承諾すること。なお、業種は別紙2に示す一覧から選択すること
- (6) 市長が必要があると認めるときは、聞き取り調査に協力すること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が運営する店舗等でないこと。

(申請等)

第4条 ステッカー等の配付を希望する申請者は、原則オンライン申請システム(以下「申請システム」という。)において必要な事項を入力し、申請を行ってください。

- 2 申請システムを利用することができない申請者は、ファックスにより申請を行ってください。
- 3 配付された感染防止対策取組宣言ステッカーを店舗等の利用者が閲覧しやすい場所に掲示してください。

(留意事項)

第5条 申請システムの利用について、申請者は次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 申請システムにおいては、申請者の情報の入力が必要です。
- (2) 店舗等の感染防止対策の取り組みについて、店舗等の利用者から市川市に問い合わせがあった場合、店舗等に連絡し、確認させていただきます。連絡や確認が取れない場合、市公式 Web サイトから、店舗等情報を削除するとともにステッカー等を回収させていただきます。
- (3) 申請内容が虚偽であった場合やその他市川市が不適切と判断した場合は、市公式 Web サイトから店舗等情報を削除しその旨を公表するとともにステッカー等を回収させていただきます。
- (4) 申請者は、感染防止対策取組宣言ステッカーを使用したことに起因して(市川市がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。)、市川市が直接的又は間接的に何らかの損害(弁護士費用の負担を含みます。)を被った場合、市川市の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

(申請内容の変更)

第6条 申請者は申請の際に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに修正を市川市に対して申し出る必要があります。

(禁止事項)

第7条 申請者が次の行為をすることを禁止します。

- (1) 配付された感染防止対策取組宣言ステッカーを第三者に貸与、譲渡、転売する行為
- (2) 配付された感染防止対策キットを第三者に転売する行為
- (3) 配付された感染防止対策取組宣言ステッカーを加工、編集、改ざんする行為
- (4) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (5) その他市川市が不相当と認める行為

(権利帰属)

第8条 感染防止対策取組宣言ステッカーに関する一切の権利(著作権、商標権等を含みます)は、全て市川市に帰属します。

(プライバシーポリシー)

第9条 市川市は、申請者名等の情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- (1) 申請者名等の情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- (2) 統計的に処理された申請システムの申請数や店舗等の名称、所在地、業種等については公表することがあります。
- (3) 申請者の申請情報は、市川市並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

(運用管理)

第10条 申請システム及びファックスによる申請は、市川市が申請受付業務を委託した事業者(以下

「委託事業者」という。)が管理者として、運用管理します。

(配付の終了)

第11条 本配付は、新型コロナウイルス感染症が収束するなど、市川市が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあります。

(規約の改訂)

第12条 本規約は、市川市の判断で改訂される場合があります。規約が改訂された場合は、市公式 Web サイト上に掲載した時から改訂後の内容が適用されるものとし、申請者は変更後も感染防止対策取組宣言ステッカーを使用し続ける場合は、改定後の規約に同意していただきます。なお、改定後の規約について同意できない場合、速やかにステッカー等を回収させていただきます。

(免責事項)

第13条 市川市は、発行したステッカー等の内容並びに、申請システムにつき、事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、市川市は申請者に対して、かかる瑕疵を除去してステッカー等を提供する義務を負いません。

2 申請システムの利用及び利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、市川市並びに委託事業者は、一切の責任を負いません。また、これらの情報等を利用して生じた申請者又は第三者の損害に対して市川市並びに委託事業者は一切の責任を負いません。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年8月14日から施行する。

(別紙1)

市川市感染拡大防止対策セルフチェックリスト

| 密対策の徹底 | |
|---------------------|--|
| 必須 | 店舗内での人と人との十分な間隔を適切にとるなど、密接を回避している。 |
| 必須 | 状況に応じて利用者等の制限や誘導を行い、密集を回避している。 |
| 必須 | 適切に換気を行い、密閉を回避している。 |
| 努力 | 大声での会話が行われないよう、BGM等を最小限に調整している。 |
| 努力 | 対面する場所に、ビニールカーテンなどを設けている。 |
| 努力 | キャッシュレス決済の導入、又は支払い時にコイントレイを使用する。 |
| 従業員及び利用者等の保健衛生対策の徹底 | |
| 必須 | 入り口や各テーブルに手指の消毒液等を設置するなど、利用者や従業員に手洗い・手指消毒の徹底を周知している。 |
| 必須 | 従業員に対し、出勤前に検温をさせるなど、従業員の体調管理に努める。 |
| 必須 | 従業員のマスク着用を徹底。ユニフォームや衣服は、こまめに洗濯している。 |
| 必須 | 従業員全員が「市川市感染防止対策」について十分に理解している。 |
| 努力 | トイレにおけるハンドドライヤーの使用停止。 |
| 店舗等の衛生管理等の徹底 | |
| 必須 | ドアノブ、客席、テーブル、調理設備等をこまめに清掃・消毒している。 |
| 必須 | 清掃や消毒、ごみの回収は、手袋やマスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。 |
| 必須 | 使用済マスク等は、適切に処理している。 |
| 必須 | トイレはこまめに清掃している。 |
| 努力 | 複数の人が触れる場所はこまめに清掃・消毒している。 |
| 努力 | 箸、取り皿、調味料等は、卓上にあらかじめ用意せず、来客毎に提供している。 |
| その他 | |
| 必須 | 国等が示してる「業種別のガイドライン」を実践している。 (策定されていない場合は、類似業種のガイドラインを参考に対策を徹底している。) |
| 努力 | 営業時間を短縮している。 |

※ 必須 は必須項目、努力 は努力項目です。

※ このチェックリストは、国や県等のガイドラインを参考に作成しております。

(別紙2)

| |
|--------------------------------|
| ① 劇場、観覧場、映画館、演芸場 |
| ② 集会場、公会堂 |
| ③ 展示場 |
| ④ 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場 |
| ⑤ 博物館、美術館、図書館 |
| ⑥ 遊興施設 |
| ⑦ 自動車教習所、学習塾等 |
| ⑧ 医療サービス |
| ⑨ インフラ運営等(ガソリンスタンド、建設業等) |
| ⑩ 飲食料品供給(食品製造業等) |
| ⑪ 食堂、レストラン、喫茶店等 |
| ⑫ 生活必需物資供給(スーパーマーケット、チェーンストア等) |
| ⑬ 生活必需サービス(理容業、美容業、クリーニング業等) |
| ⑭ ごみ処理 |
| ⑮ 冠婚葬祭 |
| ⑯ メディア(ケーブルテレビ等) |
| ⑰ 個人向けサービス(コールセンター、ペットショップ等) |
| ⑱ 金融 |
| ⑲ 物流、運送(鉄道、タクシー、倉庫等) |
| ⑳ 製造業全般(製造事業場等) |
| ㉑ オフィス事務全般(オフィス等) |
| ㉒ 企業活動、治安維持(警備業、ビルメンテナンス等) |
| ㉓ その他 |